

2009年（平成21年）6月2日

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2009年（平成21年）1月13日付けで諮問された「株式会社都市居住評価センターが（仮称）グランシティ湘南海岸Ⅱ2期新築工事（辻堂西海岸三丁目、日本総合地所）の確認検査を行ったことを報告した文書一式」の行政文書公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、「株式会社都市居住評価センターが（仮称）グランシティ湘南海岸Ⅱ2期新築工事（辻堂西海岸三丁目、日本総合地所）の確認検査を行ったことを報告した文書一式」（以下「本件文書」という。）の行政文書公開請求に対し、2008年（平成20年）11月13日付けでした一部承諾決定処分において、非公開とした部分のうち、検査員氏名を公開すべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、2008年（平成20年）10月31日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、本件文書について行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同年11月13日付けで、異議申立人に対し、一部承諾決定を行った。
- (3) 異議申立人は、同年12月3日付けで、実施機関に対し、一部承諾決定とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立てを行っ

た。

- (4) 実施機関は、同月 12 日付けで、異議申立人に対し、異議申立書の不備のため、行政不服審査法第 48 条において準用する同法第 21 条の規定により、補正命令を行った。
- (5) 異議申立人は、同月 13 日付けで、実施機関に対し、実施機関からの補正命令に対し、補正を行った。
- (6) 実施機関は、同月 18 日付けで、異議申立人に対し、補正書の不備のため、行政不服審査法第 48 条において準用する同法第 21 条の規定により、再補正命令を行った。
- (7) 異議申立人は、同月 19 日付けで、実施機関に対し、実施機関からの再補正命令に対し、再補正を行った。
- (8) 実施機関は、2009 年（平成 21 年）1 月 13 日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第 18 条の規定により、本件処分について諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書について 2008 年（平成 20 年）11 月 13 日付けの実施機関の本件処分の取消しを求める、というものである。ただし、異議申立人は 2009 年（平成 21 年）3 月 9 日の口頭意見陳述（以下単に「口頭意見陳述」という。）において、本件処分によって非公開とされた「担当者名」と「検査員氏名」が同一人でなければ、「担当者名」の開示は求めない旨を陳述した。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している点は、次のとおりである。

ア 条例第 2 条では、解釈及び運用の基本原則として、(2) 実施機関の保有する情報は公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめること、と定めている。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが条例の趣旨であると考えられる。藤沢市長が条例第 6 条の規定による非公開情報に該当すると判断した部分について、再度の判断をお願いしたい。

イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定による事務は、特定行政庁の事務である（最高裁判所平成 16 年（行フ）第 7 号訴えの変更許可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件 平成 17 年 6 月 24 日

決定)。多数の者が利用する建築物（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームなど）の建設工事において建築基準法に違反する行為がなかったかどうかを検証して、責任の所在を明確にすることには、公益性があると考えられる。

ウ 藤沢市長は、諮問第20号において、確認検査員の氏名を条例第6条第1号（個人に関する情報）に該当するとして非公開とする判断をしている。この点について、彦根市情報公開審査会（平成19年1月30日付平成18年度答申第1号）は、「建築主の氏名、確認検査員の氏名ならびに工事監理者の氏名および資格登録番号については、公開するべきである」との判断を示しており、その理由として、「そもそもマンションの欠陥は、生命身体に重大な影響を及ぼすばかりか、契約者においては、財産の喪失にもつながりかねない極めて重大な問題である。このことから考えても、社会通念上、責任の所在を明確にしておくことは当然のことであり、まずは確認検査員の氏名を秘匿する利益・必要性はないという前提に立つべきである。」と述べており、東京都情報公開審査会（平成18年7月25日付答申第344号）でも、確認検査員の氏名を公開するべきとする判断がされている。

以上のことから、「確認検査員の氏名」は公開すべきである。なお、担当者と確認検査員が同一人の場合のみ、「担当者の氏名」の開示を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が、非公開理由説明書及び口頭による説明（事情聴取）において主張している内容は、次のようである。

(1) 非公開とした情報は、条例第6条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められると判断したためであり、その理由については以下のとおりである。

非公開とした指定確認検査機関の担当者又は検査員の氏名は、担当者にあつては本件行政文書である「建築物等の確認業務に関する変更の通知書」及び「建築基準法第6条の2第3項の規定による確認済証を交付した旨の報告書」（平成19年6月20日施行の同法改正により現行では同条第10項の規定による）のみに、検査員にあつては同報告書のみに、それぞれ記載されているものである。同通知書及び同報告書は建築基準法に規定されている閲覧に供する書類には含まれず、閲覧に供する書類には、担当者の氏名は記載されておらず、また、当該指定確認検査機関の職員の氏名は公表されてい

ない。

- (2) また、本件非公開情報が記載されている本件行政文書は、建築基準法第9条の2により閲覧することができることとされている書類とは異なり、条例第6条第1号のただし書アの規定の何人にも閲覧等が認められている情報には該当せず、同号ただし書イの慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報にも該当しない。
- (3) 次に、本件非公開情報がただし書ウの規定に該当する情報であるかについてであるが、国家公務員、独立行政法人の役員及び職員、地方公務員、処分権限を有する指定管理者に属する者又は土地開発公社の役員若しくは職員を対象とするものであって、確認検査機関の担当者及び確認検査員はこれらのいずれにも該当しない。

以上の判断により、本件非公開情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第6条第1号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからエのいずれにも該当せず、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報、また、個人のプライバシーを害するおそれがある情報として、非公開としたものである。

5 審査会の判断理由

審査会は、公開請求の対象となった文書並びに異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求対象の情報

本件異議申立てにおいて実施機関の特定した公開請求の対象文書は、「平成18年度の報告書等審査カードNo.2471及び建築計画概要書No.2471」である。本件対象文書は、建築基準法第6条の2第3項の規定により、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、指定確認検査機関である株式会社都市居住評価センターが、当該建築物の建築主に対して確認済証を交付した旨を、特定行政庁である実施機関あてに報告した際の文書と実施機関内部で事務決裁を執行する文書である。実施機関は、本件対象文書のうち、「担当者名」と「検査員氏名」を条例第6条第1号に該当するとして、それぞれ非公開とした。

(2) 実施機関の処分の当否

ア 「担当者名」について

異議申立人は、口頭意見陳述において、本件処分によって非公開とされた「担当者名」と「検査員氏名」が同一人でなければ、「担当者名」の開

示は求めない旨を陳述しており、審査会はインカメラ審査によりそれらが同一人でないことを確認したため、「担当者名」については、判断しない。

イ 「検査員氏名」について

(ア) 条例第6条第1号該当性について

本件対象文書において非公開とされた「検査員氏名」は、同号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

(イ) 条例第6条第1号ただし書該当性について

条例第6条は、同条第1号ただし書に掲げる「ア 法令又は条例の規定により何人にも閲覧若しくは縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ウ 当該個人が公務員等、処分権限を有する指定管理者に属する者又は土地開発公社の役員若しくは職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等、処分権限を有する指定管理者に属する者又は土地開発公社の役員若しくは職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等、処分権限を有する指定管理者に属する者又は土地開発公社の役員若しくは職員の氏名に係る部分を公開することにより、当該者の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合にあつては、当該氏名に係る部分を除く。）」、「エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報は、同号に規定する非公開情報に該当しない旨規定している。

指定確認検査機関は、建築基準法第6条の2及び第7条の2の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けて建築確認検査を行う民間機関であり、その業務は、平成10年の建築基準法改正前は特定行政庁の建築主事の行うものであった。

建築基準法第6条の2の確認を行うのは指定確認検査機関であるから、同法上、特定行政庁の建築主事に相当するのは、指定確認検査機関であって確認検査員ではない。

しかし、指定確認検査機関が確認検査を行うときは、確認検査員に確認検査を実施させなければならない(建築基準法第77条の24)ことから、確認検査員の行う建築確認は、結果的に建築主事のそれと同一の法的効果をもたらすものであるといえる。

また、実施機関が主張するとおり、個別の案件において、建築基準法

第93条の2及び建築基準法施行規則第11条の4の規定により閲覧が認められている書類には確認検査員の氏名の記載がないことから、確認検査員の氏名は、条例第6条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧若しくは縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」にはあたらない。

しかし、建築基準法第77条の29の2は、一般的に、確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類の閲覧をさせる義務を定めており、確認検査員の氏名をプライバシー保護の観点から非公開とする必要性は認められない。

以上述べたところから、確認検査員の果たす役割の建築主事との同質性及び確認検査員の氏名の閲覧制度が存在することにかんがみ、本件確認検査員の氏名は、条例第6条ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たると解するのが、相当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2008.10.31	・ 行政文書公開請求書受付
11.13	・ 行政文書公開一部承諾決定処分
12. 4	・ 行政文書公開異議申立書受理(郵送、12.3 付け)
12.12	・ 実施機関から異議申立人へ補正命令書の送付
12.15	・ 異議申立人から補正書の提出 (郵送、12.13 付け)
12.18	・ 実施機関から異議申立人へ再補正命令書の送付
12.22	・ 異議申立人から補正書(2)の提出 (郵送、12.19 付け)
2009. 1.13	・ 市長から審査会へ諮問書の提出
1.14	・ 審査会から市長へ非公開理由説明書の提出要請
1.23	・ 市長から審査会へ非公開理由説明書の提出
1.26	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
1.26	・ 審査会から市長へ対象文書の提出要請
1.28	・ 市長から審査会へ対象文書の提出
2. 3	・ 審議
2.20	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出 (郵送,2.19 付け)
3. 9	・ 実施機関への事情聴取及び異議申立人の意見陳述
4.16	・ 審議
5.28	・ 審議
6. 2	・ 答申

第12期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2008年2月1日～2010年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学法学部教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
石 渡 信 孝	株式会社湘南国際村協会代表取締役
青 木 孝	弁護士
金 井 恵里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者